

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異
全労働者	88.8%
正社員	94.0%
パート・有期社員	97.8%

(女性の平均年間賃金が男性の平均年間賃金に占める割合を表しています。)

男女の賃金の差異計算式

$\frac{\text{女性の総賃金} \div \text{女性の人員数} = \text{女性の平均年間賃金}}{\text{男性の総賃金} \div \text{男性の人員数} = \text{男性の平均年間賃金}} \times 100$
--

* 対象期間: 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

* 重要事項: パート労働者について、正規雇用労働者の所定労働時間等の労働時間を参考として、人員数を換算しています。

* 注釈・説明

①区分におけるそれぞれの男女の割合

正社員・・・男:女=137:175

パート・有期社員・・・男:女=13.1:68.8(常勤換算)

以上のようにパート・有期社員の女性社員比率が高く、その内の女性パート社員が現在の税制、年金制度を理由に自らが希望する年収の範囲内で勤務することから全労働者の賃金差異の割合が低くなります。

②役職が副主任以上に占める女性の割合は48.5%と男女間で大きな偏りはありません。

③初任給の設定や昇給について男女間で差異はありません。